

「国民生活センターの国への移行を踏まえた
消費者行政の体制の在り方に関する検討会」の開催について

平成 24 年 2 月 10 日
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）決定

1. 趣旨

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）及び国民生活センターの在り方見直しについての消費者担当政務三役の判断（平成 23 年 12 月 27 日記者公表）等を踏まえ、消費者行政に係る体制の在り方について検討することを目的として、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 検討会は、内閣府副大臣（消費者及び食品安全）が主宰し、消費者分野又は行政分野につき優れた識見を有する有識者により構成する。
- (2) 検討会の座長は、主宰者が指名する。
- (3) 検討会には、消費者庁長官、消費者委員会委員長等が出席するほか、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）理事長等の出席を求めることができる。
- (4) 上記のほか、検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. 検討事項

検討会は、国民生活センターの機能が国に移管されることを踏まえ、以下の事項について検討する。

- (1) 国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方
- (2) 消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方

4. 庶務

検討会の庶務は、消費者庁及び消費者委員会の協力を得て、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が検討会に諮り、定める。